六十二　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十三　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十四　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

六十五　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B×0.7

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六十六　再編推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

六十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B×0.7

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六十七　再編推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。